

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年5月22日 13時29分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港北東方沖 直江津港沖防波堤北灯台から真方位051° 1.6海里付近 (概位 北緯37° 14.7′ 東経138° 18.1′)
事故の概要	遊漁船初栄丸は、漂泊状態から発進した際、また、プレジャーボートBIG WAVEは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月21日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 初栄丸、13トン NG2-2074（漁船登録番号）、個人所有 第234-2936号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート BIG WAVE、3トン NG3-19246（漁船登録番号）、個人所有 第220-21628号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部ハンドレールに塗膜剝離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮流 南西流
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、漂泊して流し釣りを行ったのち、船首を西方に向けて帰港の準備を始めた。 A船は、船長Aが帰港の準備が終わったので主機を微速力前進として発進したところ、B船と衝突した。 船長Aは、潮流により約0.4ノットの対地速力で南西方へ圧流されてB船に接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、船首を北方に向けて釣りをしながら錨泊中、船長Bが、右舷船首方から接近して来るA船を認めたものの、A船がB船を避航すると思い、釣りを続けていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、漂泊中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、潮流により圧流されて錨泊中のB船に接近していることに気付かずに発進し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、A船が

	<p>B船を避けると思い、衝突を避けるための措置を採らずに錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が錨泊中、船長Aが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、潮流により圧流されてB船に接近していることに気付かずに発進し、また、船長Bが、A船がB船を避けると思い、衝突を避けるための措置を採らずに錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航走を開始するときは、周囲の状況を十分に確認すること。 ・ 錨泊中においても、接近して来る他船を認めた場合、適切な時機に音響信号を行うとともに、必要に応じて機関を始動して錨索の余裕の範囲で移動すること。